

## 江津市告示第 131 号

江津市新卒者等就労促進家賃補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 4 日

江津市長 中 村 中

### 江津市新卒者等就労促進家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、新卒者等の市内就職の促進及び市内事業所の人材確保を図るため、新卒者等に対し、予算の範囲内において江津市新卒者等就労促進家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、江津市補助金等交付規則（平成 2 年江津市規則第 4 号）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新卒者等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）又は職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 1 項各号（第 4 号を除く。）に規定する学校（これらと同等と市長が認める学校を含む。）を卒業又は中途退学した日を含む月の翌月から起算して 36 月を経過していない者をいう。
- (2) 正規雇用 次に掲げるすべてに該当する雇用形態をいう。
  - ア 期間の定めのない雇用であること。
  - イ 同一事業所に雇用されている通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ、1 週間の所定労働時間が 30 時間以上であること。
  - ウ 雇用保険の一般被保険者として雇用されること。
  - エ 厚生年金及び健康保険に加入していること。
- (3) 事業所 市内に所在する事務所若しくは店舗又は工場をいう。ただし、次に掲げる事業所は除く。
  - ア 国、地方公共団体の事業所
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122

号)第2条に規定する事業所

ウ 市外への転勤が想定される事業所

エ その他市長が適当でないと認める事業所

(4) 賃貸住宅 市内に所在する居住用の賃貸住宅をいう。ただし、新卒者等の2親等以内の親族が所有するものを除く。

(5) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料(共益費、管理費、駐車場代等の諸経費を除く。)の月額をいう。ただし、事業所から住居手当が支給されている場合は、当該住居手当に相当する額を控除した額とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、新卒者等であって、次に掲げる要件をすべて満たす者(雇用主と2親等以内の親族関係にある者を除く。)とする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 事業所に正規雇用で就職しており、かつ、その後も継続して勤務する意思があること。

(3) 補助金の交付を受けようとする年度の前年度末日において、35歳未満であること。

(4) 市税を滞納していないこと。

(補助金の月額)

第4条 補助金の月額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 交付対象者が居住する賃貸住宅の家賃のうち本人が負担した額の2分の1以内とし、3万円を上限とする。

(2) 前号において算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象となる期間(以下「交付対象期間」という。)は、交付対象者がこの要綱に基づく最初の交付申請を行った際、現に就労している事業所に正規雇用された日(正規雇用された日より後に本市に転入した場合にあっては転入日)を含む月から起算して36月以内とする。ただし、次に掲げる期間に属す

る月は交付対象期間に含めないものとする。

ア 令和7年3月以前の期間

イ 新卒者等に該当しなくなった後の期間

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、江津市新卒者等就労促進家賃補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 賃貸住宅の賃貸借契約書等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、交付対象期間が属する年度ごとに、当該年度に係る補助金について行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、江津市新卒者等就労促進家賃補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、江津市新卒者等就労促進家賃補助金交付請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 家賃を支払ったことが証明できる書類

(2) 雇用証明書（様式第4号）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付請求は、交付対象期間が属する年度の各半期の終了後に、当該半期に係る補助金について行うものとする。

(補助金の取消及び返還)

第9条 市長は、補助金を受け、又は受けようとする者が、次の各号に該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取消し、又はすでに交付した補助金の返還を命ずることができる。ただし、本人の責めに帰すことができない事由があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請をしたとき
  - (2) 不正の行為があると認められるとき
  - (3) 第3条第1号又は第2号の要件を満たさなくなったとき
- (その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に補助金の交付決定を受け、この告示の失効後も引き続き交付対象期間を有する者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。